

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和 26 年法律第 45 号	
不利益処分の種類	社会福祉法人の業務停止命令	根拠条項	第 56 条第 7 項	
処分基準	<p>社会福祉法人が、社会福祉法第 56 条第 6 項に基づき出された措置命令に従わないときに業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告することができる。</p> <p>処分に当たっては、平成 12 年 12 月 1 日付児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準及び平成 12 年 12 月 1 日付児企第 33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局企画課長・老人保健福祉局計画課長・児童家庭局企画課長通知「社会福祉法人の認可について」及び平成 29 年 4 月 27 日付雇児発 0427 第 7 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」を判断の指針とする。</p>			
	対応区分	<p>1 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関</p> <p>こども家庭課</p>	<p>交付機関</p> <p>こども家庭課</p>